

令和5年度中小企業・地域活性化施策
に関する要望

令和5年11月

広島県商工会議所連合会

わが国経済は、少子高齢化に伴う人口減少という構造的課題を抱える中、世界的に進むデジタル化や脱炭素化への取り組みの加速が求められる等、大きな転換期に直面している。

地域経済を支え、地域の雇用の受け皿となっている中小企業・小規模事業者は、コロナ禍からの活動正常化に伴い、売上はコロナ禍前まで回復しつつあるものの、原材料やエネルギー価格高騰等のコスト増による収益の圧迫に加え、深刻な人手不足等、極めて厳しい経営状況にある。

こうした中、中小企業・小規模事業者の持続的成長のためには、取引適正化等のビジネス環境整備とともに、人材投資を含め、デジタル化・DX化、脱炭素等、自己変革への挑戦を後押しする対策を講じる必要がある。

以上のような地域経済の窮状を踏まえ、中小企業・地域活性化を推進する政策の実現を求め、以下の事項について要望する。

〈要望事項〉

I. 足元の課題克服へ早急に取り組むべき対策（2 P）

1. 「デジタル社会」実現の推進～「マイナンバーカード」の安全・安定的な運用～
2. 価格転嫁の商習慣化など取引適正化の推進～「物価上昇」への対応～
3. 賃上げと中小企業の人材確保・定着の支援～「人手不足」への対応～
4. 収益力改善・事業再生など自己変革への挑戦支援～「過剰債務」への対応～

II. 地域を支える中小企業・小規模事業者の持続的な成長支援（5 P）

1. 中小企業・小規模事業者に対する伴走型支援体制の強化
2. 事業承継支援の推進、創業支援の強化
3. デジタル実装による生産性向上・業務効率化の推進
4. 2050年カーボンニュートラルへの取組支援

III. 地方創生への支援（9 P）

1. 県内幹線道路網の整備促進および交通ネットワークの維持・充実
2. 地域資源の活用、観光産業等の高付加価値化
3. 防災・減災への対応

IV. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しし、地域活性化を促す税制の実現（12 P）

1. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制
2. 中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援
3. 中小企業の活力強化と経営基盤強化を後押しする税制
4. 創業・スタートアップの促進
5. インボイス制度への対応
6. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対
7. 地方創生と内需拡大を後押しする税制

I. 足元の課題克服へ早急に取り組むべき対策

1. 「デジタル社会」実現の推進～「マイナンバーカード」の安全・安定的な運用～

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高めるとともに、「デジタル社会」を進めるうえで極めて重要な社会基盤である。

しかしながら、誤交付や誤登録等による各種手続きの混乱に対する国民の不安感が拭えず、まずは、マイナンバー制度への国民の信頼回復が急務である。

現状、日本のデジタル化は他の先進諸国に比べ大きく遅れており、2022年度のIMDデジタル競争力ランキングでは、前年度の28位から1つ順位を下げ、29位と後退し、これ以上の遅れは断じて許されない。

こうした状況を踏まえ、政府においては、「デジタル社会」の実現に向けて、同制度の国民への丁寧な説明と一層の普及促進を図りたい。

重点要望項目

(1) 国民への丁寧な説明～個人情報保護・情報漏洩に関する不安払拭～

マイナンバー制度は、全国民を対象にしており、大規模なシステム構築のため、多少のトラブル発生はやむを得ないが、国民の理解が得られないと同制度は成り立たない。このため、セキュリティ対策を含め、安全性に関する丁寧な説明をお願いしたい。

(2) マイナンバーカード活用のメリット拡充とPRの強化

マイナンバーカードが普及していれば、コロナ給付金の支給が適切かつ迅速に行えたはずであり、今後は、カード活用のメリット拡充とPRを強化すべきである。

2. 価格転嫁の商習慣化など取引適正化の推進～「物価上昇」への対応～

当連合会が県内企業約1,000社を対象に令和5年9月に実施した「賃金引上げに関する調査」結果では、約8割の企業が今年度、「賃上げを実施した」と回答した。多くの中小企業は、人材の確保・定着に向け、収益が伴わないなかでの防衛的な賃上げに取り組んでいる。中小企業の労働分配率は約7～8割と高く、持続的な賃上げの原資となる新たな付加価値の創出には、原価を吸収し適正な利益を確保する「価格の適正化」が不可欠であり、「パートナーシップ構築宣言」のさらなる登録企業数拡大と実効性向上が急務である。

同宣言の推進や政府の価格交渉促進月間、フォローアップ調査、企業名公表等の監視機能により、価格協議は進んできており、原材料価格上昇分の転嫁も進みつつあるものの、エネルギー費や労務費の転嫁は依然難航している。価格転嫁の商習慣化に向け、有効な労務費ガイドラインの早期提示等、官民挙げて取引適正化を加速化されたい。

また、メディア等を活用し、BtoCを含め、生産コスト等に見合う適正な価格で売買することへの理解促進と意識醸成を図りたい。

重点要望項目

(1) 政府の監視機能を活用した取引適正化のさらなる推進

- ① パートナーシップ構築宣言の実効性確保に向け、事業者の調査、所管大臣による指導・助言、注意喚起文書の発送、企業名やリスト公表等の継続による取引適正化に資するフォローアップなどPDCAサイクルの確立
- ② 下請Gメンのヒアリング等を通じた、きめ細かな実態把握や取引適正化対策の徹底

(2) 労務費ガイドラインの早期提示、受注者の価格交渉力強化による適正取引への環境整備

- ① 価格交渉に有効な労務費ガイドラインの早期提示、埼玉県の価格交渉支援ツールなど、各地域の「原価を示した価格交渉」窓口相談や専門家派遣等を通じた事業者の原価管理体制構築への支援強化、事業協同組合が取引適正化に関与できる団体協約の活用、業種別取引適正化ガイドラインや自主行動計画のさらなる活用促進と実効性確保

(3) 「パートナーシップ構築宣言」登録企業数拡大に資するインセンティブ拡充

- ① パートナーシップ構築宣言登録企業数の拡大に向け、補助金・制度融資申請時の加点措置、公共工事の優先発注、宣言に基づき優良な取り組みを行う発注者への顕彰制度の拡充等

(4) 発注者が自発的に取引適正化に取り組める環境整備

- ① 取引実態に即した労務費の価格転嫁に関する指針のとりまとめと周知
- ② 「受注者との協議や転嫁にどこまで対応すべきか」等の独占禁止法Q&Aへの明示

(5) BtoC含め、生産コストに見合う適正価格で売買することへの理解促進と意識醸成の徹底

(6) ガソリン価格や電力料金等のエネルギー価格高騰による悪影響を緩和するための負担軽減策の実行

3. 賃上げと中小企業の人材確保・定着の支援 ～「人手不足」への対応～

経済活動正常化に伴い、人手不足が深刻化して再来し、供給力不足による生産停滞の発生や、物流・建設業では働き方改革に伴う2024年問題の克服に向けた対策が課題となっている。

中小企業経営においては、人材の確保と定着は重要であり、限られた経営資源の中、収益力確保による継続的な賃上げ、リスクリング、省人化・省力化、採用や人材マッチング・シェアリング、働き方改革、外国人材活用等に取り組む中小企業への支援を拡充するとともに、労働市場の環境整備を図りたい。

重点要望項目

(1) 中小企業の賃上げや省力化、人への投資支援

- ①中小企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充（繰越控除措置の創設等）
- ②AI等を活用した職場や工場等の省力化・省人化に係る投資減税と財政支援の拡充
- ③中小企業の人材育成支援（公的職業訓練の拡充、デジタル人材育成に係る支援の拡充）
- ④中小企業の収益力改善と賃上げ等に資する企業内リスクリング好事例の明示、教育訓練や代替要員確保等への費用補助・税額控除等、リスクリングへの支援強化

(2) 中小企業の人材確保・定着に資する取組支援

- ①各地域における中小企業と大企業OBを含む専門人材等との兼業・副業・再雇用のマッチングや、人材シェアリングを行う地域の人事部構想等の取組推進と支援拡充
- ②働き方改革への取組費用軽減、男性を含む育児休業の取得促進に向けた両立支援の拡充（代替要員確保や業務運営体制の見直しへのコンサルティング等）
- ③ハローワーク要員体制強化、求人企業・求職者ニーズを踏まえたマッチング支援充実
- ④女性、高齢者、外国人、障害者等、多様な人材活躍を推進するダイバーシティ経営への取組支援強化
- ⑤就業を阻害する税・社会保障制度の見直し（130万円など年収の壁の是正等）
- ⑥働き方改革関連法に伴う物流・建設業等の2024年問題の克服に向けた対策の推進
- ⑦成長分野・人手不足産業への円滑な労働移動につながる「活力ある労働市場」の実現に向けた各種規制の緩和

4. 収益力改善・事業再生など自己変革への挑戦支援 ～「過剰債務」への対応～

ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、コロナ禍の影響等で過大な債務を抱える中小企業・小規模事業者の自立的な経営の実現には、早期経営相談を通じて、資金繰り支援とともに、収益力改善、事業再生、事業承継、M&A、退出・廃業、新事業転換等の再チャレンジなど多様な選択肢を示し、経営者の自己変革を促す切れ目ない支援強化が必要である。

各地商工会議所では、中小企業活性化協議会を受託するなど事業再生を推進しているが、政府支援策の普及・活用とともに、経営者の自己変革への選択肢の幅を広げるためにも、金融機関等と連携した早期相談を受けられる体制整備を急がりたい。

重点要望項目

(1) きめ細かな資金繰り支援の継続

- ①企業の経営実態に即した、新規融資・借換え・返済猶予等の資金繰り支援（ゼロゼロ融資借換え、スーパー低利・無担保融資・新型コロナ対策マル経・資本金劣後ローンの有効活用、信用保証協会の県外移転企業への円滑な借換え環境整備）
- ②コロナ関連融資先への金融機関や信用保証協会の経営支援強化（信用保証協会と連携した金融機関によるさらなる取り組みに加え、同協会の支援体制を強化するためのよろず支援拠点や中小企業活性化協議会等との連携促進）

③改正中小企業信用保険法で創設する「経営者保証の提供を選択できる信用保証制度」の活用促進に向けた事業者負担の軽減等、金融機関や信用保証協会による与信力の実態に配慮しつつ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立

④金融機関と事業者の使いやすい「事業成長担保権」創設による事業性評価融資の推進

(2) 早期経営相談を通じた事業継続・事業再生支援体制の強化

①金融機関等による経営状況診断等、経営者に早期かつ前向きで自発的な取り組みへの気づきを促す早期相談体制整備と、早期相談を受ける事業者へのインセンティブ付与

②事業継続・事業再生に向けた収益力改善、事業承継、M&A等への支援強化、経営相談の中で経営者が決断した場合の退出・廃業、新事業転換等の再チャレンジ支援拡充

③減免を含めた債務整理・再チャレンジ支援の強化（中小企業活性化協議会の人員増強、事業承継・引継ぎ補助金（廃業・再チャレンジ）の要件緩和）

(3) 「中小企業活性化パッケージNEXT」の推進による収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援の一層の強化

①中小企業活性化協議会の人員増強など体制の強化

②「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」と「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の一層の周知、これらを活用した私的整理手続きにおける中小企業活性化協議会との役割分担イメージの提示、第三者支援専門家の育成および都市圏に偏らない各地域での配置の拡充

③「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の活用時における残余財産など予見可能性を高める具体例の追記

④信用保証協会が制度融資に係る求償権等を放棄・不等価譲渡する際の手続きを円滑に進めるための現況調査や環境整備の実施

⑤事業再生ファンドの推進に向けた運用基準緩和や投資対象企業の拡充

II. 地域を支える中小企業・小規模事業者の持続的な成長支援

1. 中小企業・小規模事業者に対する伴走型支援体制の強化

物価高、人手不足、人口流出、行動変容やニーズの変化、生成AIなど革新的な技術活用等、中小企業・小規模事業者は複雑化、高度化する課題の克服に直面しているが、経営資源に限られる中、事業者が独力でこれら課題に対応していくことは困難である。

商工会議所等の経営指導員は、国や自治体の各種支援策の執行支援に加えて、経営者との対話と傾聴を通じ、事業者自らが経営課題を設定し、資金繰り支援、事業再構築、事業承継、収益力改善、事業再生など、自己変革力を高める「経営力再構築」を伴走支援している。小規模事業者数は減少傾向にあるが、これら事業者の自己変革による持続的成長なしに地域再生はあり得ない。小規模事業者の経営力底上げに向け、経営指導員の役割や業務量増加に対応する相談体制強化を支える地方交付税の拡充等の予算措置を講じられたい。

重点要望項目

(1) 小規模事業者支援推進事業（伴走型補助金等）の継続・拡充

- ①経営発達支援計画の実行等に向けた「伴走型補助金（伴走型小規模事業者支援推進事業）」の円滑な実施と継続、「経営力再構築伴走支援」に資する取り組みに注力する事業の補助上限の拡大措置の継続

(2) マル経融資（小規模事業者経営改善資金）等の継続・拡充

- ①小規模事業者の資金制度として頼みの綱であるマル経融資の積極的な活用の推進と予算枠の堅持
- ②現在講じられている特例措置の延長・恒久化
 - ・融資金額：1,000万円→2,000万円
 - ・融資期間（据置期間）：運転資金5年（6か月）→7年（1年）
設備資金7年（6か月）→10年（2年）
- ③設備資金の融資期間を取得資産の耐用年数に応じ最大15年まで長期化
- ④サービス業のうち、特に多重下請構造にあり正社員を中心に労働集約的な業種である情報サービス業等（※）について、2014年1月に拡大された娯楽・宿泊業と同様、小規模事業者の従業員要件を5人以下から多重下請構造にある建設業や労働集約的な運輸業等と同様の20人以下へ拡大
 - ※中小企業等経営強化法や経営承継円滑化法における情報処理サービス業等の中小企業の範囲は、建設業や運輸業等と同様の基準に拡大済み
- ⑤創業1年未満の小規模事業者の融資対象化
- ⑥スーパー低利・無担保融資等コロナ関連融資の制度が終了した場合、以降の事業者の借換え等に円滑に対応するための貸出条件（融資金額・貸出期間等）の拡充

(3) 中小企業・小規模事業者の事業継続・再構築等を支援する商工会議所の経営相談体制の強化（地方交付税の拡充＜特別交付税化含む＞等）

(4) 中小企業・小規模事業者の自己変革による持続的な成長を後押しする「経営力再構築伴走支援」の推進

- ①経営力再構築伴走支援推進協議会の「伴走支援プラットフォーム」を活用した、支援機関の知見・ノウハウの共有化および支援事例の横展開
- ②各地商工会議所の支援力向上や経営指導員のスキルアップを図るため、経済産業局を通じた「経営力再構築伴走支援ガイドライン」の活用促進
- ③「経営力再構築伴走支援」の担い手である商工会議所の経営指導員の資質向上のため、中小企業大学校が実施している研修プログラムのより実践的な内容への拡充

(5) 商工会議所等による経営支援業務におけるDX推進

- ①中小企業支援プラットフォーム構築によるデータ連携の推進とビッグデータや生成AI等を活用した経営支援サポートシステム（経営指導AI助言サービス等）の構築・運用にかかる予算措置

2. 事業承継支援の推進、創業支援の強化

わが国の中小企業は雇用の7割、その従業員や家族等を含めると人口の半分を大きく上回る、地域経済と人々の暮らしを支える存在である。こうした地域を支え、地域経済を牽引する中小企業の円滑な経営承継と事業継続を可能にするためにも、平成30年度税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）の延長・恒久化と、事業承継・M&Aに対する幅広い支援を強化されたい。

また、地域活性化や社会課題の解決に資する創業・スタートアップ促進に向けた環境整備と成長段階に応じた支援が必要である。地域のスタートアップ企業が大都市の資金や人材に依存しなくても済むように、支援機関や地元企業との連携・交流機会の提供、専門人材によるサポート体制強化等に取り組まされたい。

重点要望項目

(1) 企業変革を促す事業承継の推進

- ①親族内承継を後押しする事業承継税制の延長・恒久化（一般措置の拡充（2028年1月以降）、特例承継計画の申請期限延長（2027年12月末まで）、その他制度改善）
- ②事業承継・引継ぎ支援センター体制拡充（マッチング機能強化、アドバイザー増強等）
- ③M&Aに対する支援強化（経営資源集約化税制の延長・拡充等）

(2) 創業・スタートアップへの支援強化

- ①資金調達支援（資金調達手段の周知、金融機関のベンチャー向け融資枠拡大）
- ②成長段階に応じた経営人材・専門人材による支援
- ③スタートアップ企業が公共調達に参加しやすい環境整備
- ④創業初期のバックオフィス業務支援

(3) 事業再構築や新分野進出等を通じた付加価値の拡大

- ①事業再構築補助金の手続きの簡素化・迅速化、事務体制強化
- ②事業再構築や新分野進出に資する経営戦略策定支援体制の強化・拡充
- ③事業性評価等、経営者保証を徴求しない成長融資の拡充（事業成長担保権の創設）
- ④新規事業等による資金調達手法の多様化に向けた各種制度の活用促進
（株式投資型クラウドファンディングにおける一般投資家の出資上限額（50万円）・企業の調達上限額（1億円）の引上げ）

3. デジタル実装による生産性向上・業務効率化の推進

コロナ禍からの回復で深刻な人手不足が再燃し、生産や受注調整等が発生している。中小企業・小規模事業者の生産性向上、業務効率化に向けて、デジタル実装によるバックオフィス効率化、省人化・省力化投資への支援を拡充されたい。また、原価管理やアプリによる広告宣伝、AI来客予測等でコストを抑えて売上を拡大する攻めのデジタル投資の推進に向け、専門人材の育成や地域内でのシェアリング等への支援を強化されたい。

重点要望項目

(1) IT導入補助金の継続、IT導入支援事業者による採択事業者へのフォローアップの充実

- ①ランニングコスト（クラウド利用料等）を補助する仕組みの継続、PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用を補助対象とする「デジタル化基盤導入枠」の拡充
- ②新設された「商流一括インボイス対応類型」（発注側事業者が受注側事業者に受発注ツールを無償提供する際の補助）の採択事例発信
- ③ITツール導入に伴う活用支援、補助金の事務手続きを含めたサポート等、ITツールを活用する指導員へのフォローアップの継続・強化

(2) 中小企業・小規模事業者におけるデジタル実装の課題を明確化し、デジタル導入・活用まで専門人材が伴走支援する体制の強化・拡充

- ①商工会議所等が外部専門家と連携して、企業訪問等によりデジタル化を支援する際に活用可能な事業の継続と拡充
- ②中小企業・小規模事業者のデジタル化の課題を明確化する診断ツールについて、診断を受けた中小企業・小規模事業者にとって、経営課題解決に有効な取り組みの参考となる診断項目の充実、および診断結果からデジタル実装につなげるためのサポート（無料の専門家相談等）の充実

(3) デジタル導入・活用により生産性向上を実現した中小企業・小規模事業者の事例発信・顕彰制度の実施

- ①IT導入補助金を活用し生産性向上を実現した中小企業・小規模事業者の事例発信の強化（事例における投資費用と効果の記載、特に少額の投資で高い効果を上げた企業事例の発信）
- ②デジタル活用により、経営力強化・自己変革に取組み高い効果を上げた中小企業等の顕彰・支援事業の実施

(4) 中小企業のサイバーセキュリティ対策への支援拡充

- ①サイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービスを安価にワンパッケージで提供する「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及促進
- ②「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の導入や「SECURITY ACTION」の宣言等の取り組みを申請要件や加点措置の対象とする補助金等支援制度のさらなる拡充

4. 2050年カーボンニュートラルへの取組支援

中小企業・小規模事業者のカーボンニュートラルへの取り組みを加速化するため、設備転換・導入支援の大幅な拡充や推進人材の確保・育成、サプライチェーン全体や企業間連

携による省エネ・脱炭素化への支援強化が必要である。GXへの取組みは脱炭素化だけでなく、新たな付加価値創造の源泉であり、企業の予見可能性を高め、各地の産学官金連携による技術開発、新産業創出に資するGX投資の拡大を強力に支援されたい。

重点要望項目

(1) 中小企業の省エネ・脱炭素化を加速化させる専門家指導、簡易ツール提供、設備転換・導入支援策の大幅な拡充（補助率の大幅な引上げ等）、協働投資や工場全体の脱炭素化パッケージ投資支援、大企業等のサプライチェーン全体のGX推進投資への支援拡充

(2) 中小企業のグリーン関連産業への参入、新事業創出、販路拡大への支援拡充

Ⅲ. 地方創生への支援

1. 県内幹線道路網の整備促進および交通ネットワークの維持・充実

重点要望項目

(1) 西広島バイパス都心部延伸事業の早期全線供用

一般国道2号西広島バイパスは、広島市と廿日市市を結び、沿線地域の開発と経済の発展に大きく寄与する重要な広域幹線道路である。

特に、西広島バイパス都心部延伸事業は、廿日市市・大竹市・岩国市などの西部方面から広島市の都心部へ向かう交通の渋滞緩和や沿道環境の改善、さらには都市再生緊急整備地域に指定された「広島都心地域」への導入路となるものであることから、広島市の中枢性向上にも資する重要な事業である。

この事業は、平成15年に全体4.2kmのうち1.9kmが供用開始されたが、残りの2.3kmについては未整備となっている。

このため、西広島バイパスの庚午出口等では、現在も慢性的な渋滞が続いており、高架道路の延伸による渋滞緩和、所要時間の短縮が、物流の効率化、広域観光の促進、都心の活性化、公共交通機関の利便性向上などにもたらす効果は多大なものと期待されている。

また、西は山口県柳井市エリアから東は三原市エリアまでの28市町で構成する「広島広域都市圏協議会」においては、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」を掲げ、圏域内の交流・連携の一層の強化を図っているところであり、そのためには基盤となる西広島バイパス都心部延伸事業をはじめとする圏域内の広域幹線道路ネットワークの充実・強化が必要不可欠である。

こうしたことから、地元経済界と関係自治体が連携を図りながら延伸事業の早期全線供用に向け、官民一体となって取り組んでいるところである。さらに、沿道の地域団体から高架道路の早期全線開通の要望や、広島市議会で早期全線供用を求める決議がなされるなど、本事業の早期整備への期待は高まっている。

こうした状況をご配慮いただき、令和2年度より事業が再開され、現在、高架橋の設

計や工事の施工計画などが進められており、本年 10 月には沿線住民への設計説明会を開催されるなど、工事着手に向けて着実に進んでいるとのことで、心から感謝申し上げます。

今後とも、地元経済界と関係自治体が総力を結集し、強固な連携のもと事業が円滑に進むよう取り組んでまいりたいので、国におかれては、西広島バイパス都心部延伸の早期完成に向け着実な事業進捗を図られるよう格別のご配慮を賜りたい。

(2) 一般国道 2 号（福山道路）及び「神辺-水呑線」道路の早期整備

福山市内の国道 2 号では、通過交通や市内中心部への交通が集中し、慢性的な渋滞が発生しており、渋滞対策として、現在、市中心部の西側では、国による福山道路（赤坂 IC～長和 IC）や県による福山沼隈道路等の整備が進められている。一方で、市中心部の東側に位置する明神町交差点付近は、国道 2 号の東西方向と福山東 IC 及び福山港を結ぶ南北方向の交通（約 4 万台/日）が交差する箇所であり、国道 2 号とあわせて著しい渋滞が発生している。この状況を抜本的に解消するために、福山道路の未事業化区間とあわせて、福山道路に接続する神辺水呑線（高架道路）の早期整備について要望する。

(3) 高規格道路福山本郷道路（三原～本郷間）のルート決定に向けた早期調査検討への着手

福山本郷道路は、尾道市～本郷 IC に計画をされている延伸約 30 km の高規格道路であり、これまで三原バイパスと尾道バイパスを結ぶ一般国道 2 号木原道路が令和 3 年 3 月 14 日に開通し、三原-尾道-福山を結ぶ区間での、交通混雑の緩和、交通安全性の向上、災害時における代替路の確保、生産性の向上、救急医療の支援等の改善が図られている。

現在は、道路整備は新倉 2 丁目まで整備されているが、一般国道との合流地点で慢性的な渋滞が発生している。この影響でバイパス内の交通速度は低下、またバイパス内での事故も多数発生している。

しかし、現状では、新倉町ランプ～本郷 IC 間は、ルートも決定されていない状況である。市内外の東西を結ぶ本道路の早期整備は、広島空港や工業団地等への物流機能の強化等のために欠かせないものであるため、早期にルート決定に向けた調査検討への着手を要望する。

(4) 広島空港へのアクセスの向上

山陽自動車道は、広島市など、県内主要都市から広島空港までの主要ルートの一つであり、空港利用者の多くが利用している。

しかしながら、広島空港までのアクセス時間は、山陽自動車道における事故や渋滞、気象などに大きく影響を受けており、同ルートの利用に不安を抱く者は少なくない。

本ルートの円滑な交通は、多くの空港利用者の利便を増進するとともに、空港利用者数の増大へとつながるものとする。

広島市など、県内主要都市から広島空港までのアクセス性向上に資する、山陽自動車道の円滑な交通について、必要な措置（山陽自動車道の多車線化、速度規制の緩和など）を講じられたい。

特に、再開発が進む広島駅周辺地区と広島空港を自動車専用道路で直結することで、高速性・定時性の確保につながる広島高速5号線をはじめ、広島空港へのアクセス向上や災害時のリダンダンシー強化に資する、国道2号広島南道路の明神高架橋、道照交差点の立体化、西条バイパスの4車線化及び本年3月に全線開通した東広島・安芸バイパスの暫定2車線区間の4車線化についての整備促進、並びに広島熊野道路と黒瀬IC間を結ぶ県道矢野安浦線の未整備区間の整備促進、広島空港と中国横断自動車道尾道松江線を連絡する広島中央フライトロードの整備促進、広島高速2号線（東雲IC～仁保IC）・3号線（宇品IC～観音IC）における暫定2車線区間の4車線化及び東雲ICフルランプ化の早期事業化、事故・事故・渋滞発生時における道路利用者への速やかな情報提供（道路情報掲示板の拡充等）について特段のご配慮を賜りたい。

(5) 厳しい経営環境に置かれている運輸業界の持続的な成長のための支援

運輸業界では、コロナ禍の影響がまだまだ続く中、昨今の急激な原油価格高騰が追い打ちとなり、経営面で大きな打撃を受けている。とりわけ、当業界における人材不足が深刻な状況であり、持続的な事業推進を図るうえで、大変厳しい経営環境に置かれている。

こうした中、特に公共交通機関は、地域住民の生活に不可欠な社会インフラとしてだけでなく、日々のビジネス交流や観光振興をはじめ、地域経済を下支えするという意味でも、「陸路・海路・空路」の視点から「地域の公共交通」の維持・存続に取り組んでいくことは極めて重要である。

よって、公共交通機関の事業継続のため、「地方創生臨時交付金」の拡充をはじめ、固定資産税・償却資産税や空港・港湾施設の使用料等の減免、並びに「地方空港等受入環境整備事業費補助金」の継続など人材確保に向けた支援とともに、事業の成長につなげるための「日本版 MaaS」の推進支援の強化、及び脱炭素社会の実現に向けたEV化、低燃費機材等に対する導入費用の支援など、特段のご配慮を賜りたい。

加えて、2023年2月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正を踏まえ、地域の公共交通を意識したまちづくり及び地域の公共交通の利便性・持続可能性・生産性の向上に向け、継続的かつ力強い支援をお願いしたい。

また、2024年4月1日から「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」が適用されることによりドライバー不足の深刻化が懸念されるトラック業界をはじめ、地域の物流と人流を支える運輸業界は、いまだかつてない危機に直面し、今後存続すら危ぶまれる中小企業が増加することも見込まれる状況にあり、「標準的な運賃」の厳格な運用を図るとともに、ドライバーの確保、働き方改革の推進、並びに業務効率化への支援のほか、燃料費負担軽減のための補助、及び軽油引取税の減免といった支援の拡充について、特段のご配慮を賜りたい。

2. 地域資源の活用、観光産業等の高付加価値化

(1) 地域“ならでは”の観光コンテンツの開発・高付加価値化への支援強化

① デジタル技術を活用した観光ビジネスの変革促進

(当地では、5G網の整備、地域公共交通機関との連携によるMaaSの推進等)

②地域活性化に資する地域・文化イベント等の継承への支援

(警備体制強化の要請に伴うコスト増への影響緩和)

(2) インバウンドの地方誘客促進

①地方誘客に向けた戦略的プロモーションの展開への支援

②ハラル認証取得等、多様な文化・生活習慣に配慮した環境整備に向けた支援

③地方誘客・リピーター獲得に資する地方航空路線の維持・拡大への支援 (地方空港を活用した国際交流の促進、空港と都市を結ぶ二次交通の充実・強化)

④インバウンド観光客を視野に入れたスマートフォンアプリとの連携・多言語対応促進

3. 防災・減災への対応

(1) 防災・減災の取り組みへの支援強化

当地では、平成26年8月と平成30年7月に豪雨災害が発生し、社会・経済活動に甚大なる被害をもたらした。また、全国的にも地震、豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化しており、企業においては、BCP(事業継続計画)の策定が不可欠となっている。

このため、災害リスクの周知をはじめ、BCP策定支援、税制上での優遇措置等、中小企業の防災・減災の取り組みに対する支援を強化すべきである。

IV. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しし、地域活性化を促す税制の実現

1. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

重点要望項目

(1) 事業承継税制の延長・恒久化

中小企業は代々、所在する地域を中心に、確固たる経営理念に基づき「責任の連続」の下で、必要な製品・サービスの国内外への提供や経営承継・事業継続に取り組み、地域の雇用を長期間にわたり支え、地域の経済を牽引し、わが国経済の発展に大きく貢献している。

また、地域コミュニティやまちづくり活動への積極的な参画により、地域に大いに貢献し、地域の底上げに必要な存在となっている。こうした企業の多くは、代々、親族内での経営承継を続けることで地域に根差し、地域貢献という重大な役割を担っている。

平成30年度税制改正で抜本拡充された事業承継税制特例措置(以下、特例措置)は、相続・贈与時の税負担をゼロにする画期的な措置であり、制度導入以降、地域の雇用を支え、地域経済を牽引する“地域貢献企業”の円滑な経営承継・事業継続のみならず、

経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大に貢献してきた。

他方、足元では、本特例措置を活用するにあたっての事前の計画（特例承継計画）の提出期限（2024年3月末）と、特例措置の期限（2027年12月末）が目前に迫っているが、わが国の中小企業の経営者年齢は依然として高く、今後も円滑な経営承継を促進する必要があることや、そもそも企業にとって、円滑な経営承継は永続的な課題であり、自社の経営承継のタイミングがこうした期限と合わないケースがあること等を踏まえれば、本来、期限を設けることは適切ではない。仮にこのままこれらの期限を迎えれば、地域の地盤沈下が一層進み、中小企業や地域の持続的な成長の実現は困難を極める。

以上を踏まえれば、「事業承継税制の延長・恒久化」はわが国にとって不可欠であり、これに向けて以下を講じる必要がある。

①特例承継計画の提出期限の延長（2027年12月末まで）

円滑な経営承継は中小企業の永続的な課題であることや、2020年初頭から3年以上もの長きにわたってコロナ禍が続き、その間、中小企業の経営承継がままならなかったこと等を踏まえ、特例措置を活用するために必要な特例承継計画の提出期限については、特例措置の期限である2027年12月末まで、3年9か月延長すべきである。

②事業承継税制一般措置の拡充

円滑な経営承継は中小企業の永続的な課題であること等を踏まえ、特例措置の期限後の2028年1月以後、事業承継税制一般措置について、以下のとおり特例措置並みの内容に拡充すべきである。

- ・対象株式の拡大（総株式数の最大3分の2まで → 全株式）
- ・納税猶予割合の拡大（相続の場合80% → 100%）
- ・後継者の人数の拡大（1人 → 最大3人）
- ・雇用確保要件（承継後5年間で平均8割の雇用維持）の弾力化（実質撤廃）
- ・事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除（株式売却や廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除）
- ・相続時精算課税の適用を受ける場合、18歳以上の者（贈与者の子や孫でない場合を含む）を対象とする

（2）事業承継税制における事務負担や猶予取消しリスクの解消に向けた見直し

①5年経過後の報告不要化

納税猶予の適用を受けてから最初の5年間（以下、事業継続期間）、都道府県と税務署それぞれに年1回の報告と、事業継続期間後の3年に1回、税務署に報告を行う必要があるが、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、将来にわたって税理士が支援し続けることが困難、あるいは不安な場合があること、さらには、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになっている。こうした状況を踏まえ、納税猶予を受けている企業の存在や事業の実態については、毎年の法人税等の申告書で確認することにより、5年経過後の

税務署への報告は不要とすべきである。

②書類の一本化・書類の提出先のワンストップ化

事業継続期間の間、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならず、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用後ろ向きになっていることから、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化を行うべきである。

2. 中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援

重点要望項目

(1) 中小企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充

構造的・持続的な賃上げによる「成長と分配の好循環」の実現には、企業における賃上げや従業員の教育訓練をはじめとする中長期的な人材投資の加速が不可欠である。このため、今年度末で期限を迎える中小企業向け賃上げ促進税制については、賃上げに関する企業の計画的な検討を促し、賃上げの動きをより持続性あるものとするためにも、適用期間を現行の2年よりも長期にして延長すべきである。あわせて、仕事と子育ての両立や女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等に対する控除率や控除上限の拡充、給与等支給総額および教育訓練費にかかる要件緩和等の拡充を図るべきである。

一方、政府が構造的・持続的な賃上げを要請している中、赤字であっても賃上げに踏み切る企業が税制の恩恵を受けられていない現状を踏まえ、業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業の拡大を図るため、同税制において税額控除額を繰り越すことができる措置（繰越控除措置）を創設すべきである。

(2) 「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する税制上のインセンティブ付与

中小企業が持続的な賃上げの原資となる新たな付加価値の創出には、原価を吸収し適正な利益を確保する「価格の適正化」が不可欠であり、「パートナーシップ構築宣言」のさらなる登録企業数拡大と実効性向上が急務である。

今後中小企業がビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠である。そのためにも、同宣言を一層普及し、実効性を確保していく意義は極めて大きい。

政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等のインセンティブが付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与すべきである。

(3) リカレント教育やリスキリングを後押しする税制措置の創設

リカレント教育やリスキリングは、産業人材の育成や、個々人のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間・業種間の雇用流動性を高めるものであり、中小企業が直面する人手不足の解消に資することから、以下に掲げる措置を講じ、その拡大を図るべきである。

①企業が従業員の学位取得等に対し支給する費用の非課税化

企業が従業員に学費支給を行う場合、職務上直接必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用についても非課税とすべきである。

②給与所得者の特定支出控除に係る適用基準の緩和

従業員の自発的な学び直しを後押しするため、従業員が自ら取り組む社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用を給与所得者の特定支出控除の対象とすべきである。

③求職・失業者に対する所得控除制度の創設

求職・失業者の就職後の給与に係る課税所得から学び直しに係る費用を複数年度にわたり繰越控除できる制度を創設すべきである。

(4) 中小企業による従業員教育や後継者教育を促進する税制措置の創設

労働力人口の減少による労働供給制約が強まる中、諸外国に比べて劣後する労働生産性を上げるには、「人への投資」が不可欠である。日本企業の「人への投資」は先進諸国と比べて低い水準にあることから、中小企業が自社の役員・従業員に対して行う収益力の拡大や生産性向上等に資する研修・教育に対して税制上のインセンティブ措置を創設し、こうした取り組みを後押しすべきである。

3. 中小企業の活力強化と経営基盤強化を後押しする税制

重点要望項目

(1) 業務効率化や成長投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約66万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業における減価償却資産の申告や納税等に係る事務負担の軽減、バックオフィス業務や製造現場等の効率化・生産性向上等に大きく寄与している。

一方で、目前に迫るインボイス制度や電子帳簿保存法への対応による事務負担の増加が懸念される中で、中小企業の事務負担の軽減は不可欠である。また、足元の物価上昇に伴い、デジタル機器をはじめとする機械器具の価格も値上げが相次いでいるほか、製品の高機能化・高付加価値化に伴う価格上昇もあり、現行の対象資産の取得価額（30万円未満）や取得合計額の上限（300万円以下）を超えてしまうケースが増加している。

このため、中小企業の事務負担の軽減を通じた業務効率化、生産性向上の観点からも、

現行の対象資産の取得価額（30万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（300万円以下）の引上げを行ったうえで、同特例を本則化すべきである。

（２）法人の飲食需要の喚起と中小飲食店の付加価値拡大を促す交際費課税特例の延長・拡充

交際費等は、販売促進や新規顧客との関係構築といった営業活動のため不可欠な支出であり、今年度末で期限を迎える交際費課税の特例は延長すべきである。

他方、中小飲食店においては、法人需要の回復の動きが未だ鈍い状況が続いており、足元の人件費や食材費等のコスト増に伴う価格転嫁もままならないなかで厳しい経営環境にあり、返済が滞る事業者や代位弁済、倒産が増加している。

こうした状況を克服するため、中小飲食店には、客単価の引上げによる付加価値拡大が求められているが、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費の基準（1人あたり5千円以下）があることによって、接待飲食費の額を社内の規定で1人5千円以下としている企業や、規定していないものの、この基準を意識して支出する企業が多く存在する等、税制が法人の飲食需要の拡大に水を差し、中小飲食店の価格転嫁と付加価値拡大の取り組みを阻害している状況にある。

こうした観点から、法人需要の喚起と中小飲食店の価格転嫁と付加価値拡大の取り組みを後押しするため、交際費の範囲から除かれる飲食費の上限額を、現行の1人あたり5千円以下から2万円以下に引上げるべきである。

（３）商業地等に係る固定資産税の負担調整措置および条例減額制度の延長

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、価格転嫁の遅れによる収益圧迫が続く中小企業にとっては、コロナ禍からの経済活動の回復等に伴う固定資産税負担の増大が、成長に向けた投資等に水を差す要因となっている。

このため、少なくとも、今年度末で期限を迎える商業地等に係る固定資産税の負担調整措置および条例減額制度については、確実に延長すべきである。

（４）欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で大きな減収・減益を負い、さらに足元では物価上昇や人手不足に伴う人件費の増大により収益確保が困難な状況に置かれている中小企業が平時の経営状態に戻るには、10年間では不十分との声がある。

このため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

（５）償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や集積性の低い中小企業に対しても課税され、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を

継続する企業の投資意欲を削ぐものである。また、経済安全保障の観点からサプライチェーンの強靱化が求められる中で、国内投資を阻害する要因となっていることや、そもそも国際的に見ても稀な税制であることから、同税は廃止すべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、同税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（6）人手不足に拍車をかけている税・社会保障制度の見直し

従業員本人に所得税が発生する103万円や、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担により手取額が減少する106万円、130万円等のいわゆる「年収の壁」が、労働時間の短縮化（就労調整）という形で人手不足に拍車をかけている。このような声が、パート・アルバイトを貴重な戦力としている企業、特に、足元の物価高騰や最低賃金の引上げ等を踏まえて賃上げを実施した企業から多く寄せられている。

また、年金をはじめとする現在の社会保障制度は、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという家族形態を標準モデルとして設計されているが、現在は、働き方や家族のあり方が変化し、雇用形態も多様化する中、共働き世帯が一般化しつつある。

こうした実態を踏まえ、働く意欲を持つ人がその希望に沿った形で活躍できる環境整備、および、旧来の標準世帯と共働き世帯の負担の公平性確保の観点から、所得税制における基礎控除額や給与所得控除額の引上げを検討するとともに、社会保障における第3号被保険者制度の抜本的な見直しを行うべきである。

加えて、パート・アルバイトのなかには、「年収103万円を超えると手取額が大きく減少する」といった誤解もあることから、正しい制度の理解に向けた政府による周知・広報を徹底すべきである。

（7）カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充

2050年カーボンニュートラルの実現には、高い脱炭素化効果を有する生産設備や、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を通じた企業の脱炭素化投資を加速させることが不可欠である。一方、令和3年度税制改正で措置されたカーボンニュートラル投資促進税制は、適用対象が限定的であるほか、適用期間が3年と短く、企業にとって中長期的な予見性を確保しづらい等の課題が生じている。

このため、今年度末で期限を迎える同税制については、適用期間を現行の3年よりも長期にして延長するとともに、対象製品の追加・対象範囲の拡大や繰越控除措置を創設する等の拡充を行うべきである。

4. 創業・スタートアップの促進

重点要望項目

（1）創業後5年間の法人税の減免

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

（2）創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

5. インボイス制度への対応

（1）インボイス制度の周知徹底および円滑な対応

インボイス制度が導入され、全国約500万者いると言われる免税事業者の登録は未だ十分に進んでいないことから、認知度のさらなる向上に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等、あらゆる媒体を使った政府広報を徹底的に行うべきである。

また、免税事業者のほとんどは消費税制度自体を理解していないであろうことや、個人事業者の中には帳簿が不完全な白色申告事業者が多い（個人事業者全体の4割）ことを踏まえると、制度導入後、特に、来年の確定申告時に大きな混乱が生じることが予想される。こうした混乱を防ぐため、政府においては、免税事業者等向けに、消費税制度やインボイス制度について一層の周知・広報を行うとともに、実際に課税転換しインボイス登録するかどうかの判断や申告の手続き等に関しては、税理士等の専門家の協力を得ながら、責任を持って、万全の体制で事業者の相談にあたり、事業者の混乱防止に全力を尽くしていただきたい。

加えて、令和5年度税制改正にて、免税事業者が課税転換した際の税負担と事務負担を軽減する措置が講じられることとなったが、政府においてはまずは本措置をしっかりと周知し、対象となる事業者が本措置の適用を受けられるようきめ細やかに対応するとともに、本措置が真に負担軽減に資するか、今後も十分検証して、必要に応じて制度改善を行うべきである。

6. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

（1）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、わが国の喫緊の課題である賃上げの取り組みに逆行し、「成長と分配の好循環」の実現を阻害する。労働分配率が約7割、損益分岐点比率が約9割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人186万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡

大には断固反対する。

(2) 留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対

中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金を中心であり、設備投資資金の調達や緊急の運転資金不足に対応するため日頃より自己資本を充実しておく必要がある。さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税であることから、留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

7. 地方創生と内需拡大を後押しする税制

(1) 地方拠点強化税制の延長・拡充

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、現行制度において、オフィス減税の対象設備は事務所、研究所、研修所に限定されていることから、対象部門の拡大が必要である。

さらに、若者・女性等にとって魅力のある職場環境を整備する観点から、同税制の対象設備に福利厚生施設（社宅・社員寮、育児支援施設等）を追加したうえで、今年度末の適用期限を延長すべきである。

(2) 複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し

自動車関係諸税は世界と比べて高い負担水準であり、かつ複雑な税体系となっている。産業全体の成長・競争力強化や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、自動車関係諸税の中長期のあるべき姿について、自動車の枠にとどまらない国民的議論・検討を進め、負担の軽減や制度の簡素化を図るとともに、足元では以下を講じるべきである。

- ・自動車税・軽自動車税の環境性能割（取得時）の廃止
- ・自動車税の月割課税（取得時）の廃止

(3) 地域公益に資する事業を実施する商工会議所等への寄附等の全額損金算入の実現

大規模な自然災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国 5 1 5 商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいては、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即した復旧・復興に極めて効果的に活用されている。今後も大規模な災害や感染症の発生が予測される中で、商工会議所法に「社会一般の福祉の増進」を活動目的として設立されている商工会議所が実施する地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金は、全額損金算入とすべきである。

以 上

令和5年11月9日

広島県商工会議所連合会

広島商工会議所	会頭	池田晃治
尾道商工会議所	会頭	福井弘
呉商工会議所	会頭	若本祐昭
福山商工会議所	会頭	小丸成洋
三原商工会議所	会頭	森光孝雅
府中商工会議所	会頭	北川祐治
三次商工会議所	会頭	佐藤明寛
庄原商工会議所	会頭	佐々木満
大竹商工会議所	会頭	谷岡茂
竹原商工会議所	会頭	山本静司
因島商工会議所	会頭	村上祐司
東広島商工会議所	会頭	木原和由
廿日市商工会議所	会頭	澁谷憲和

【事務局】

広島県商工会議所連合会

〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44

(広島商工会議所 総務企画部内 担当：西本、伊藤)

電 話 (082) 222-6610

FAX (082) 222-6664